

第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画

～中間年（令和4年度）の見直し～

令和5年2月

目 次

第1章	子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたって	- 1 -
第1節	菊川市子ども・子育て支援事業計画とは.....	- 1 -
第2節	中間年（令和4年度）における見直しについて.....	- 1 -
第2章	中間年における見直しの範囲	- 3 -
第1節	将来推計人口における子どもの数の予測.....	- 3 -
第2節	子ども・子育て支援事業に伴う認定区分.....	- 4 -
第3節	基本計画.....	- 6 -
第4節	地域子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容.....	- 7 -

第1章 子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたって

第1節 菊川市子ども・子育て支援事業計画とは

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度では、各市町村において様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握したうえで、5年1期とする事業計画を策定し、その計画に基づき事業を実施することとなっています。

本市においては、平成27年度からスタートした「菊川市子ども・子育て支援事業計画」における施策・確保の方策の継承と発展、切れ目のない子ども・子育て支援の実施を推進する計画と位置付け、「第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。そして、本計画に則り、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図る施策を実施しています。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期子ども・子育て支援事業計画									
					第2期子ども・子育て支援事業計画				
							中間見直し		見直し

第2節 中間年（令和4年度）における見直しについて

市町村子ども・子育て支援事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）においては、「法の施行後、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、（中略）認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が（中略）量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。令和4年3月には、内閣府より第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方、見直しの要否の基準が示されました。

その中で令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの子どもの数の実績値が、市町村計画における「量の見込み」と比較し、10%以上の乖離がある場合には、原則として見直しが必要と記されています。また、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても見直しを行うこととされています。本計画のうち「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの子どもの数」については、国の示す見直し基準には適合しませんが、社会情勢や人口減少率の変化等に鑑み見直しを行いました。

地域子ども・子育て支援事業については、国の指針に従い、現行計画の数値と実績値など再確認した上で、原則として2か年連続して10%以上の乖離のある事業に関しては、「量の見込み」を見直すこととし、子ども・子育て会議において協議を行います。

ただし、乖離の原因が新型コロナウイルス感染症等の影響によることが明らかである場合には、内閣府通知に準じ、当該年度に見直しは行っていません。また、本年度の地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直しと併せて、計画策定時から制度等に変更のあった事業についても、内容の修正を行っています。

《現行計画における見直しの範囲》

○第4編 基本計画【現行計画p.36、41】

○第5編 重点項目

第1章 将来の人口推計【現行計画p.56-57】

第4章 量の見込みと確保の方策（教育・保育）【現行計画p.65-67】

第5章 量の見込みと確保の方策（地域子ども・子育て支援事業）

① 延長保育事業【現行計画p.70-71】

② 一時預かり事業（幼稚園型）【現行計画p.72-73】

③ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）【現行計画p.74】

④ 病児保育・病後児保育事業【現行計画p.75】

⑭ その他のサービス（未実施事業）○実費徴収に係る補足給付を行う事業【現行計画p.86】

第2章 中間年における見直しの範囲

第1節 将来推計人口における子どもの数の予測

【現行計画p.56-57】

(人)

児童年齢	R02	R03	R04	R05	R06
0歳児	356 (394)	345 (386)	324 (379)	320 (373)	318 (363)
1歳児	390 (418)	341 (410)	354 (402)	335 (395)	331 (389)
2歳児	424 (449)	390 (419)	346 (411)	359 (403)	343 (396)
3歳児	424 (423)	412 (457)	400 (427)	354 (419)	366 (411)
4歳児	447 (459)	427 (421)	414 (455)	400 (425)	356 (417)
5歳児	453 (463)	444 (461)	432 (423)	417 (457)	403 (427)
0～5歳児合計	2,494 (2,606)	2,359 (2,554)	2,270 (2,497)	2,185 (2,472)	2,117 (2,403)
6歳児(小1)	440 (448)	446 (464)	453 (462)	438 (424)	425 (458)
7歳児(小2)	463 (460)	442 (452)	446 (468)	452 (466)	440 (428)
8歳児(小3)	467 (469)	474 (460)	450 (452)	453 (468)	458 (466)
9歳児(小4)	451 (447)	464 (473)	479 (465)	455 (457)	458 (473)
10歳児(小5)	468 (474)	449 (447)	465 (473)	478 (465)	454 (457)
11歳児(小6)	452 (450)	471 (475)	453 (448)	465 (474)	482 (466)
6～11歳児合計	2,741 (2,748)	2,746 (2,771)	2,746 (2,768)	2,741 (2,754)	2,717 (2,748)
合計	5,235 (5,354)	5,105 (5,335)	5,016 (5,265)	4,926 (5,226)	4,834 (5,151)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。また、()内は現行計画の数値。

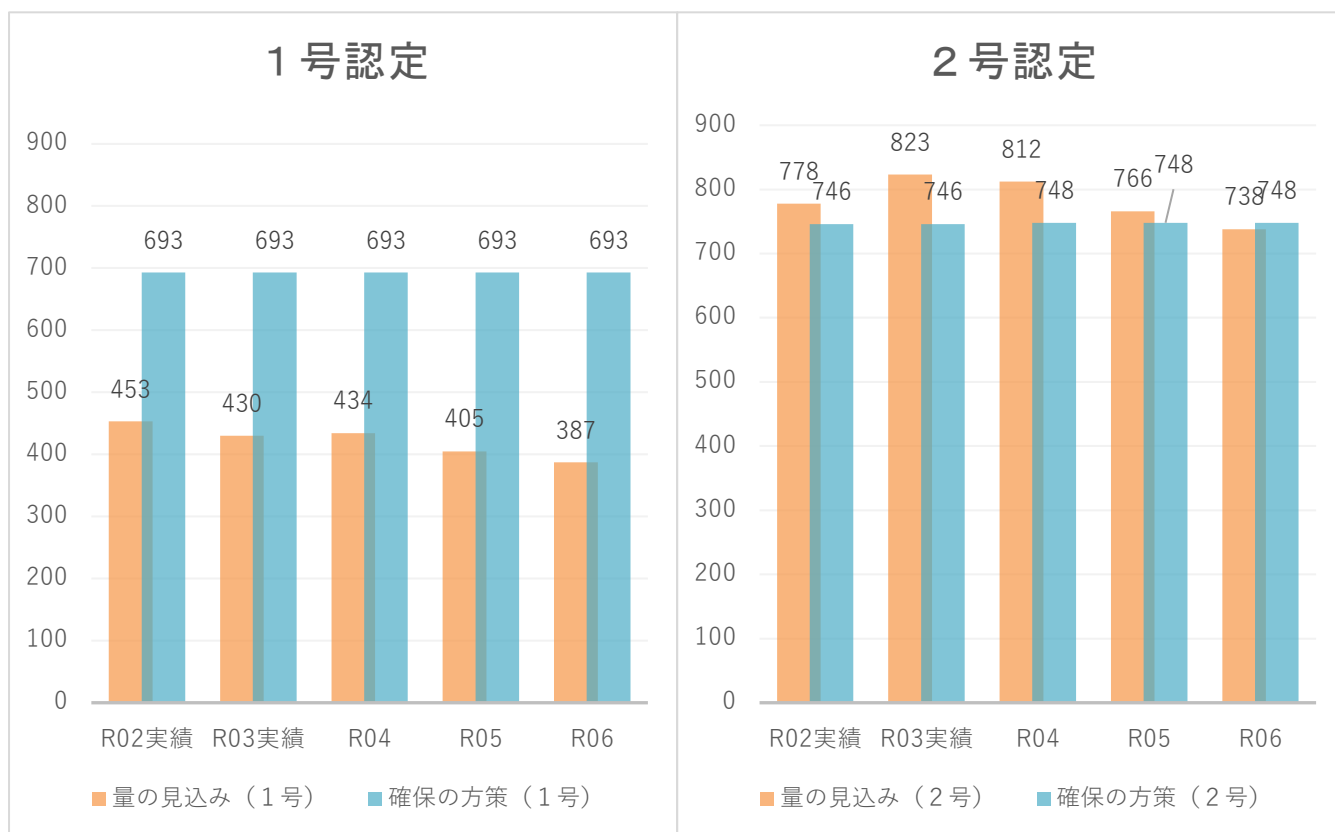
第2節 子ども・子育て支援事業に伴う認定区分

(1) 教育・保育 1号認定及び2号認定【現行計画p.65-66】

(人)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み	1,231 (1,164)	1,253 (1,161)	1,246 (1,127)	1,171 (1,128)	1,125 (1,083)
1号認定	453 (418)	430 (414)	434 (378)	405 (378)	387 (331)
2号認定(うち教育ニ ーズを含む)	778 (746)	823 (747)	812 (749)	766 (750)	738 (752)
確保の方策	1,439 (1,457)	1,439 (1,457)	1,441 (1,457)	1,441 (1,457)	1,441 (1,457)
1号認定	693 (612)	693 (612)	693 (612)	693 (612)	693 (612)
2号認定	746 (845)	746 (845)	748 (845)	748 (845)	748 (845)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で、令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。また、()内は現行計画の数値。

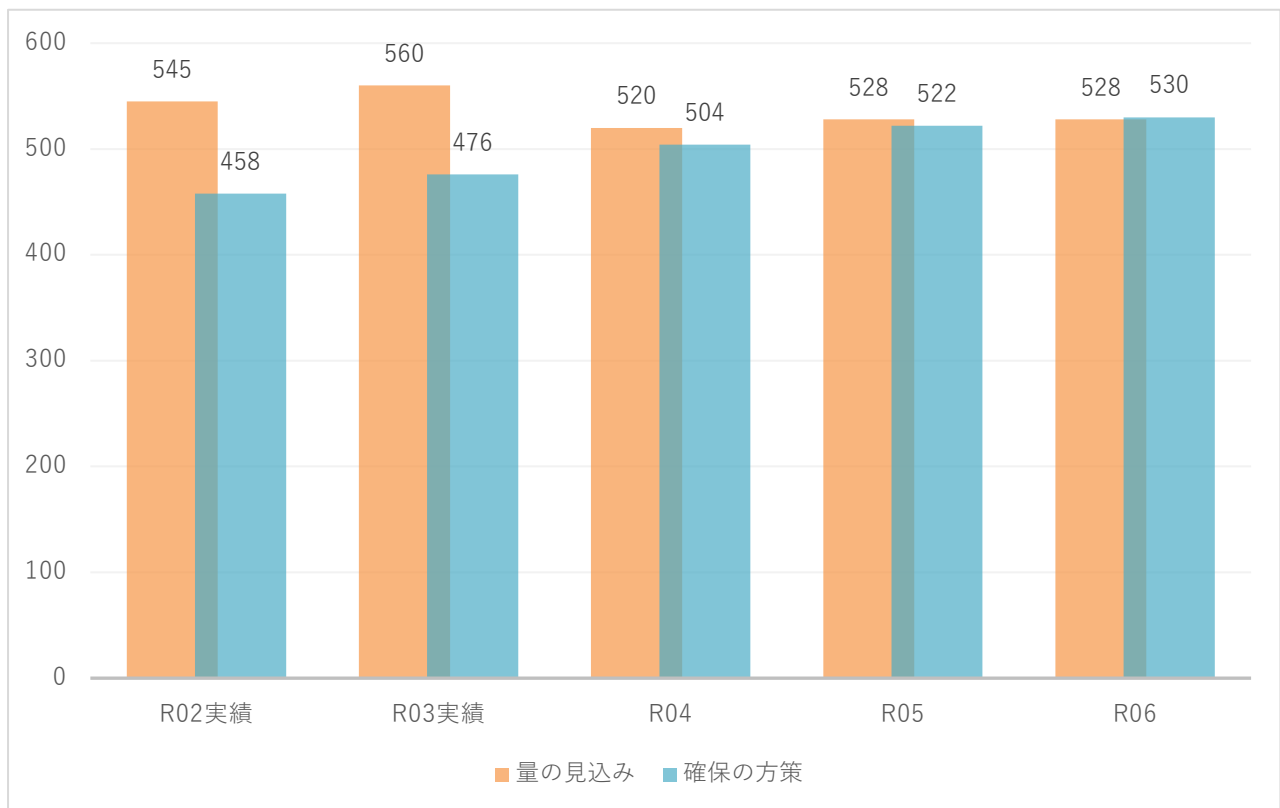


(2) 教育・保育 3号認定【現行計画p.67】

(人)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み	545 (595)	560 (597)	520 (601)	528 (604)	528 (606)
確保の方策	458 (610)	476 (610)	504 (610)	522 (610)	530 (610)
特定教育・保育施設	431 (507)	431 (507)	459 (507)	459 (507)	467 (507)
特定地域型保育事業	27 (103)	45 (103)	45 (103)	63 (103)	63 (103)

※上段の数值は、中間年の見直しにあたり修正した数值で、令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。また、()内は現行計画の数值。



第3節 基本計画

【現行計画p.36、41】

No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
18	子育てアプリ 「きくすく」	子育て支援情報、市内の公共施設のマップ 情報等を提供する子育てアプリ「きくすく」 で、積極的な情報発信を行います。	こども政策課
53	母子家庭等医療助成	母子家庭、父子家庭の20歳未満の方と、 親・両親のいない家庭の20歳未満の方に対 し、医療費の自己負担分を助成します。	子育て応援課



No.	事業・取り組み名	事業内容	担当課
18	子育てサイト 「きくすく」	子育て支援情報等を提供する菊川市 LINE 公式アカウントで、積極的な情報発信を行 います。	こども政策課
53	ひとり親家庭等医療助成	20歳未満の方を監護・養育している母子家 庭、父子家庭と親・両親のいない家庭の20 歳未満の方に対し、医療費の自己負担分を 助成します。	子育て応援課

第4節 地域子ども・子育て支援事業の主なサービス事業内容

番号	対象事業	見直し
①	延長保育事業	○
②	一時預かり事業（幼稚園型） ※預かり保育事業	○
③	一時預かり事業（幼稚園型を除く） ※リフレッシュ・一時保育事業	○
④	病児保育・病後児保育事業	○
⑤	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
⑥	地域子育て支援事業 ※子育て支援センター	
⑦	乳児家庭全戸訪問事業 ※こんにちは赤ちゃん事業	
⑧	養育支援訪問事業	
⑨	妊婦健康診査	
⑩	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑪	放課後子ども教室事業	
⑫	新・放課後子ども総合プラン事業	
⑬	利用者支援事業 ※子育て世代包括支援センター	
⑭	その他のサービス（未実施事業）	○

①延長保育事業【現行計画p.70-71】

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常保育時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

保育所や認定こども園に入所しており、通常保育時間外の保育を必要としている園児
(人)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み	358 (315)	376 (328)	386 (342)	386 (356)	386 (371)
確保の方策	358 (315)	376 (328)	386 (342)	386 (356)	386 (371)
(施設数)	12 (10)	13 (10)	13 (10)	13 (10)	13 (10)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。
また、()内は現行計画の数値

【乖離の要因】

計画策定時より2・3号認定児数(H30:1,301人→R03:1,383人)及び利用割合(H30:21%→R03:27%)が増加したため。

【今後の推測】

- ・令和4年度は、西方認定こども園施設整備の完了とみなみこども園の定員変更があったため、利用者増加が考えられる。
- ・令和6年度までは認定こども園等の施設整備計画がなく、2・3号認定児数が大きく増加する要因がない。

○延長保育事業実施園

【保育所】

公立/ 私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	河城保育園	7:00~18:30	8:00~16:00	○	18:00~18:30	○	16:00~以降
私立	菊川保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	横地保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降
私立	ひかり保育園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	7:00~8:00	○	16:00~以降

【認定こども園（保育所部分）】

公立/ 私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	認定こども園 西方こども園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	16:15~17:00
私立	認定こども園 愛育保育園	7:30~19:00	8:15~16:15	○	7:30~8:00	○	7:30~8:15 16:15~19:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30~18:30	8:15~16:15	—	—	○	7:30~8:15 16:15~18:00
私立	認定こども園 双葉こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~19:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30~18:30	8:00~16:00	—	—	○	7:30~8:00 16:00~18:30
公立	おおぞら認定 こども園	7:00~19:00	8:00~16:00	○	18:00~19:00	○	7:00~8:00 16:00~17:00

【小規模保育事業】

公立/ 私立	園名	開所時間	基本時間	標準	時間	短時間	時間
私立	なかうちだのぞみ 保育園	7:30~18:30	8:30~16:30	—	—	○	7:30~8:29 16:30~18:30
私立	おやまのこ	8:00~19:00	8:15~16:15	—	—	○	16:30~18:30
私立	あいキッズランド 菊川加茂園	7:30~18:30	8:30~16:30	○	18:30~	○	16:30~

②一時預かり事業（幼稚園型）【現行計画p.72-73】

【概要】

保護者の勤務条件や家庭の事情等により、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要とする園児に対し、保育を実施する事業

【対象】

幼稚園等に入所しており、施設が定めた通常の利用日及び利用時間外に保育を必要としている園児

(回)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み	8,789 (16,749)	8,433 (18,599)	8,300 (19,419)	7,700 (21,144)	7,200 (21,072)
確保の方策	8,789 (23,000)	8,433 (23,000)	8,300 (23,000)	7,700 (23,000)	7,200 (23,000)
(施設数)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。

また、() 内は現行計画の数値

【乖離の要因】

- ・ 1号認定児数が一定数で推移すると仮定し、利用率の伸び率に主眼を置いた計画値となっていたため。
- ・ 認定こども園化の推進や令和元年10月以降の幼児教育・保育の無償化により、1号認定から2号認定への移行が増えたため。また、各園も保護者の意向になるべく応えられるよう受け入れを調整してること2号認定の増加を後押ししている。

【今後の推測】

認定こども園制度の保護者間での浸透や少子化という状況に鑑み、1号認定児数は減少すると考えられる。

○一時預かり事業（幼稚園型）実施園

【幼稚園】

公立/ 私立	園名	開所時間	基本時間	平日	時間	長期 休暇	時間
公立	小笠北幼稚園	7:30~17:00	8:00~14:00	○	7:30~8:00 14:00~17:00	○	7:30~17:00

【認定こども園（幼稚園分）】

私立	認定こども園 西方こども園	7:30~19:00	8:15~13:30	○	13:30~16:30	○	8:15~13:30
私立	認定こども園 愛育保育園	7:30~19:00	8:15~14:00	○	7:30~8:15 14:00~17:00	○	8:15~14:00
私立	認定こども園 堀之内幼稚園	7:30~18:30	8:15~15:00	○	7:30~8:15 15:00~17:00	○	8:30~17:00
私立	認定こども園 双葉こども	7:00~19:00	8:00~14:00	○	7:00~8:00 14:00~17:00	○	7:00~17:00
私立	認定こども園 菊川中央こども園	7:30~18:30	9:00~15:00	○	7:30~8:30 15:00~17:30	○	8:30~16:00
公立	おおぞら認定 こども園	7:00~19:00	8:00~14:00	○	14:00~15:00	○	8:00~15:00

③一時預かり事業（幼稚園型を除く）

※リフレッシュ・一時保育事業【現行計画p.74】

【概要】

通常保育の対象とならない乳幼児で、保護者の病気や入院、冠婚葬祭等により家庭での保育が困難な乳幼児に対し、保育を実施する事業

【対象】

市内に住む保育所等未入所の乳幼児

(回)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み	831 (1,686)	787 (1,716)	1,480 (1,746)	1,480 (1,777)	1,480 (1,808)
確保の方策	831 (2,000)	787 (2,000)	1,480 (2,000)	1,480 (2,000)	1,480 (2,000)
(施設数)	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11 (11)	11 (11)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。

また、()内は現行計画の数値

【乖離の要因】

- ・新型コロナウイルス感染症により、園を閉所していた期間があったこと。
- ・利用日当日に体調不良等によりキャンセルがあったこと。

【今後の推測】

保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応以外にも、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業の利用を促進することが今後求められていく。

常時専任職員を配置している3園の他、緊急的に対応できる体制を整えるため計11園が当該事業を実施しているが、今後保護者等のニーズを汲みつつ、実施園数は検討していく必要がある。

令和4年度6月補正にて、事業の体制の見直しを実施したため、量の見込みは補正予算計上・議決件数としている。

④病児保育・病後児保育事業【現行計画p.75】

【概要】

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にある幼児を一時的に専門施設において保育する事業

【対象】

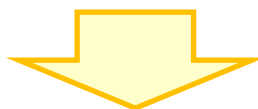
市内に住み、ケガや病気の回復期にあるが集団保育が困難で、保護者の勤務等やむを得ない事由により家庭による保育が困難な幼児

(回)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み（延べ利用者数）	0 (78)	0 (84)	— (90)	— (97)	— (101)
確保の方策	150 (150)	150 (150)	— (150)	— (150)	— (150)

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。

また、()内は現行計画の数値



(人)

	R02	R03	R04	R05	R06
量の見込み（登録者数）	22	20	22	24	26
確保の方策	22	20	22	24	26

※上段の数値は、中間年の見直しにあたり修正した数値で令和2、3年度は実績値、令和4、5、6年度は、推計値。

また、()内は現行計画の数値

【乖離の要因】

病後児保育の対象となるケースが発生しなかったため。

【見直し方法】

- ・病後児保育の利用者数を増加させることが本事業の目的ではなく、セーフティネットとして、保護者が安心して子育てできる環境を提供することが本事業の目的であるから。
- ・対令和3年度比で、毎年+10%の増加を目指す。

⑭その他のサービス（未実施事業）【現行計画p.86】

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業

【今後の方向性】

現在実費徴収に係わる補足給付を行う事業を実施していません。

今後も、国や県の近隣の市町村の動向を踏まえ、市民ニーズ等を把握しながら検討します。

※令和2年度より、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯等に対して実費徴収されている食事の提供に要する費用（副食費分）を助成する事業のみ実施しています。